

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 7 月 8 日

【会社名】 株式会社 島根銀行

【英訳名】 THE SHIMANE BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 長岡 一彦

【本店の所在の場所】 島根県松江市朝日町484番地19

【電話番号】 (0852)24 - 1234(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員人事財務グループ部長 佐野 克巳

【最寄りの連絡場所】 島根県松江市朝日町484番地19

【電話番号】 (0852)24 - 1234(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員人事財務グループ部長 佐野 克巳

【縦覧に供する場所】 株式会社島根銀行 鳥取支店  
( 鳥取県鳥取市興南町 1 番 2 )  
  
株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

当行の取引先である株式会社全東信が2026年7月6日付で大阪地方裁判所から破産手続開始決定を受けたことに伴い、同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1．企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号に関する事項

#### (1) 当該債務者の名称、住所、代表者の氏名及び資本金

名称	株式会社全東信
住所	大阪府大阪市中央区島之内1-14-14
代表者の氏名	高山 萬保
資本金	4,500百万円

#### (2) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

生じた事実	大阪地方裁判所から破産手続開始決定を受けたことによる
生じた年月日	2026年7月6日

#### (3) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

貸出金	800百万円
-----	--------

#### (4) 当該事実が当行の事業に及ぼす影響

当該債権のうち担保等で保全されていない不足額800百万円につきましては、2027年3月期第1四半期において必要な引当処理を行います。

### 2．企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に関する事項

#### (1) 当該事象の発生日

2026年7月6日

#### (2) 当該事象の内容

上記1．に記載のとおりであります。

#### (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該債権のうち担保等で保全されていない不足額800百万円につきましては、2027年3月期第1四半期において必要な引当処理を行います。